

峰崎直樹君 三十分間という短い時間ですので、早速、端的に質問させていただきたいと思えます。

最初に、当局にお聞きしたいわけでありますが、今回の租税特別措置法によって減税規模はどのぐらいになるのでしょうか。

政府委員（尾原榮夫君） 今回の税制改正に係る減収額でございますが、年度改正の際の増減収見積りの手法によって行いますと、平年度約四十億円程度と見込んでいるところでございます。

峰崎直樹君 通産省はどう見込んでいますか。

政府委員（林洋和君） 企業等が税制措置によって受けますプラスの影響額として約三百億円程度になると考えております。

峰崎直樹君 大蔵は四十億と言ひ、通産が三百億と言ひ、その違いはどこにあるのかというのはいわかりませんが、ある意味では金額的に見るとその程度だと。これは、過去のいわゆる租税特別措置もそうなのでありますが、一体効果が上がったのかどうかということについて、非常に税収が落ち込んでいるときに、なおかつまたこうして企業に対して租税特別措置を通じて減税の恩典を与えていく、たかだか四十億、大蔵でいえばそうですが、そういうものが本当に効果が上がっているのだろうか、この点はある意味では費用対効果の面で十分に点検されているのだろうか。これは通産省でしょうか、大蔵省になるのでしょうか、その点についてどのように考えておられましようか。

政府委員（尾原榮夫君） 租税特別措置はまさに税制の手段を通じて政策を行うものでございますが、他方において、税の公平という点を犠牲にして政策目的を実現しようとするものでございます。

それで、租税特別措置につきましては、従来から期限を付しまして、その期限到来ごとに費用対効果といいましようか、政策効果を常に吟味しているところでございます。

峰崎直樹君 常に点検をしているところですよということですが、私もかつて与党の税制調査会のメンバーでいろいろ議論したことがあるんですけども、一度たりともこれがどのような効果があったのかということを経量的に把握したことはなかった気がいたすわけでありまして、ましてや企業にとって、特に大企業で、しかもある意味では利益の上がっている企業が恩典を受けていくということで、本当にこの点効果があるのかなと思えます。

ちなみに、最近実はフォーリン・アフェアーズの論文で、マイケル・ポーターさんと一橋大学の竹内弘高先生の、一番新しい「論座」に載っていた論文を見たわけですが、産業政策として今までやってきたことで、政府が支援して成功した例というのはほとんどないんじゃないのかと。一番新しい雑誌の巻頭に竹内教授が、日本の戦後のヒット作品をずっと見ると、ミシンを最初のヒット作品に挙げるだろう、続いて電化製品とか、そういうハイテク製品が出てくると。今や二十一世紀はゲームソフトの時代だろうということをおっしゃってしまして、政府がそのうち大きな影響を持ったのは最初のミシンぐらいであって、続いてハイテク製品とかそういうものは今度は企業になったと。やがて、ドラクエだとか、私も余りそちらの方は強くないんですけども、ゲームソフトというのは個人が非常に重視されるということです。

そうすると、これからの産業政策というのをずっと見たときに、政府が介入することあるいは政府がいろいろ支援すること、これはもちろん一定の効果がないということは私は言えないと思うのでありますが、果たして戦略的に産業構造や産業を発展させていく上において大きな効果を持っていると思われる、あるいはこれから発展するだろうと思われるところにちゃんとこれは照準が当たっているんだらうかなという点、非常に私は疑問に思っているわけでありまして。その点をここでやっても仕方ありません。

そうした中で、ストックオプションという制度は、私はある意味ではそういうことを刺激するという点では非常に効果があるというふうに思って、予算委員会で、当時は村山総理だったですけども、このストックオプション税制を導入してはどうだということについての意見を出したことがございまして、ようやくストックオプション税制が入ってきておりますが、さてこれはどのように使われているのか、どのぐらいのストックオプション税制が活用されているのか、この点、実態はいかがになっておりますでしょうか。

政府委員（林洋和君） ちょっと詳細なデータを持っておりませんが、私の記憶によりますと、平成九年の六月にできてからたしか六十九件ではないかと思えます。

峰崎直樹君 これは大蔵じゃなくて通産になりますか、六十九件、金額にしてどのくらいになっているんでしょうか。概算で結構でございます。

政府委員（尾原榮夫君） 平成十一年の六月現在で申し上げますと、上場公開会社におきまして二百四十七社、新規事業法においては十三社、計二百六十社というふうに調べております。

峰崎直樹君 このストックオプションというものがこれからも活力を進めていく上においてぜひとも充実をさせていく必要があるのではないかなというふうに思っておりますので、その点はまたぜひ制度の充実に向けて努力をしていただきたいと思います。

さて、実は六月十一日、政府の産業構造転換・雇用対策本部の決定された文書なんです  
が、大蔵大臣にちょっとお聞きします。

この中で、「我が国経済の自律的發展を図るため、経済の供給面での体質強化を図る産業  
競争力強化対策を強力に推進する。」と、こういう表現があるんですね。政府の文書で供給  
面の体質強化という表現を使ったのは私の記憶では初めてじゃないかと思うんですが、大  
蔵大臣、これは初めて使われた言葉でしょうか。それとも過去にこういう表現を使ってい  
るということがあるんでしょうか。

そして、もっと言いますと、この供給面での体質強化ということについて、何というん  
でしょうか、昨年、宮澤大蔵大臣が就任されて以降、何でもありというか、まさに一回の  
表から大魔神を投入するという表現がございましたけれども、そういう流れの中でこれか  
らは需要拡大路線、これよりも供給面の重視、もっと言えば、先ほどこちらでもありまし  
たサプライサイダーといいますが、エコノミストの間では随分激しく対立しているよう  
にも聞いておりますが、そういった点について、この六月十一日の決定というのはそういう  
重みのある決定なんだろうかな、どうなのかな、この点ちょっとお聞きしてみたいと思  
うのであります。

国務大臣（宮澤喜一君） 偶然に先ほど金田委員に申し上げたところでございますけれ  
ども、昨年の今ごろ小淵内閣が発足して、私は財政、税制、金融、この三つの問題にまず  
集中しなければならないと思っていたしましたが、次の段階は必ず企業のリストラクチャ  
リングと雇用になるだろうというふうに考えておりました。

それで、幸か不幸かと申しますか、財政、税制あるいは金融の問題につきましては一応  
施策が行われまして、ことしに入りましてまさしく残ったものが企業のリストラクチャリ  
ング、それから雇用というそういう段階に入ってきたとっておりましたから、そのこと  
を供給サイドと言えまあそういうことであろうかと思ひます。

とかく需要が不足だというふうに問題意識が需要サイドにあれば、いや供給サイドにも  
問題があるだろうという話が出てくるのは当然ですけれども、ただこのたびの産業強化の  
法案というのは、ある意味で私は二十一世紀というものをにらんでおるといふふうに思  
っております、つまり過去における過剰になった、あるいは遊休になった設備そのものを  
この際廃棄しておかなければ、もちろん設備投資が生まれないということもそうですが、  
二十一世紀に対応できないだろうという、私の気持ちの中にはかなりそういう部分ござ  
いますので、ただ需要の手当てをしたから次は供給だなど、そう簡単にも考えておりませ  
ん。

雇用の問題はもっともっと複雑でございますけれども、そういうフェーズになってきた  
というふうに私は思っております、おっしゃいますように、供給サイド云々というのが政  
府の文書にかつてあったかどうか存じませんが、幾らかジャーナリスティックな表  
現であろうかなと思ひます。

峰崎直樹君 実は、「論争」という雑誌の七月号を読んでおまして、その中で与謝野通産大臣が次のように発言されているんです。これは「供給サイド改革は急がば回れだ」なんということになっておりますが、その中で宮澤大蔵大臣に言及したところがあるんです。どういうふうに書いてあるかという、いずれにせよ過剰な設備の廃棄のために関連法制や政府があらゆることをやりますよ、その際、資金繰りに問題があったら政府系金融機関を含めて何らかの対応が必要だというふうに言った後で、「一方で、これは宮沢蔵相なども言われていることだが、銀行への先の公的資金投入は別に銀行を助けることだけではなく、その裏側にある企業との債権債務の関係を、世間の批判を受けない形でちゃんとやってほしいという期待もある。そうしないと企業のバランスシートはよくなる。」、こういうふうにと謝野さんはおっしゃっているんです。ですから、これは宮澤さんが直接おっしゃったということじゃなくて、そんなくされているわけです。こういうふうにおっしゃっているわけです。

その前、私も金融機関の問題に関して聞いたときに、昨年の金融国会もそうでしたが、何のためにやるんですかという、これは金融システムの安定化のためにやるんですよということを強調されてきたわけです。今度は、企業のバランスシートをとにかく改善しなきゃいけないと。さっきも恐らく供給サイドというよりも、これは企業の負債のところを、バランスシートが非常に傷んでいるから銀行だけでなく企業の方もやらなきゃいかぬ、このところをにらんであの七兆五千億円のお金も含めて供給したはずだよ、こういうふうにと謝野さんは思っているはずだと、こういうふうにおっしゃっているんですが、大蔵大臣はそう思っていらっしゃるんですか。

国務大臣（宮澤喜一君） 思い当たる節はございまして、与謝野さんがこの際、産業の活力をつけなきゃいかぬということをおられたことは明らかなんです、私は私で、それは非常に大事なことなんだが、設備廃棄というものをやっていくとこれは必ず金融の方に関連が起ってきて、しかも多くの場合、協調融資であるから一行だけで話がかないというふうに思われる、したがってこの話には金融界がその気になってもらわないとうまく進まないと考えまして、正直そういう気持ちで産業界にも呼びかけましたし、金融界にも、みんなプライベートな話ですけども、御協力を要請してきたという経緯がござい

ます。

そういう経緯の中からこの法律案が生まれておりますから、通産大臣がそういうふうに言われたのはそのようなこととの関連であるかなというふうに思います。

峰崎直樹君 今度の法案からちょっと離れるわけではありますが、今、経済・産業委員会にかかっている産業再生の法律で、中にデット・エクイティー・スワップ、いわゆる債務の株式化というのがございまして、いわゆる企業の中のバランスシートをよくすると

いうときに、当然、銀行が企業に貸しておる、そうするとデット・エクイティー・スワップにしてそこを身軽にしていこう、恐らくこういう対応が考えられたのも一つだと思うんです。

その場合の、いわゆるデット・エクイティー・スワップは具体的には日本ではどんなやり方をやろうとしているのか、この点、まず大蔵大臣にお聞きしたいと思うんです。

国務大臣（宮澤喜一君） 前段の問題だけ申し上げますが、私が金融界に協力を非公式に求めておりましたときに、どういう処理をするかという話が当然問題になりまして、アメリカでやっていることなんかを見ているとデット・エクイティー・スワップはあり得ますね、一般論としてはそういうことも考えていいんじゃないでしょうか。独禁法の問題がございますけれども、そういう方法というのはないわけではないということをお話の中で申し上げておったことがございまして、それで私は比較的早い時期に、ちょっといびつな出方をしましたものですから正確に理解されませんでした。そういう経緯はございました。

政府委員（林洋和君） いろいろなやり方があると思います。ただ、一般的には、多額の債務を抱えて経営が悪化した企業が債務免除を受ける見返りとして、債権者が当該企業の増資して発行した株式を取得する方法と理解しております。

ただ、通例の場合は、借り手側の経営者に対する責任問題、あるいは大胆なリストラの実施が前提になる、あるいは回収の可能性が高い債権を放棄することについては金融機関側において株主代表訴訟の対象になり得るといようなことから、米国の例では通例、経営に行き詰まった企業の再建の場合に使われる例が多いと承知しております。

峰崎直樹君 そのときに、いわゆる破綻に瀕しているといいますが、そういう大変な負債を抱えているところの株主の責任というのは問われないんですか。減資をするということですか。

政府委員（林洋和君） 通例問われると思います。私どもの法案の中でも、法案に基づいて事業再構築計画というものが出される場合には、減資などについて当然記載されるものだというふうに理解しております。

峰崎直樹君 そういうことをやったけれども、さらにまた負債を株式化して、それを銀行なら銀行に渡すわけですね。つまり日本の銀行がやはり株式を持っていると。もちろん、5%ルールですから5%以上持ちやいけないわけです。そうすると、銀行にとっては、いわゆるデット・エクイティー・スワップで企業から負債を株式でもらうということになると、要するにバブルの原因になって、しかも貸し渋りの大きな原因になっているのは、

御存じのように例のB I Sの八%規制ですね。そうすると、株価が上がったときはどんどん貸すけれども、株価が下がった景気の悪いときにはどんどん貸し渋りになっていくという大変まずい仕組みだということがはっきり出てきているわけです。そのときに、また株式でやりますというやり方は、どうも構造改革と言っている割に構造改革に逆行しているんじゃないのかという意見があるんですが、この点はどのようにお考えになりますか。

これはむしろ大蔵大臣にお聞きした方がいいと思うんですが、どうでしょうか。まず通産からやりますか。

政府委員（林洋和君） いったき報道等で、このデット・エクイティー・スワップが打ち出の小づちであるかのごとく報道されたこともございますが、私の理解では、これが有効に機能するという場合は限定的なケースではなかろうかと思っております。

例えば、ある特殊な要因によって債務が膨らんでしまった。P Lとか環境問題とかそういうことで何百億、何千億の負債を抱え込んだ。他方、将来、収益を上げられる安定的な中核事業がある。そういった場合に、その特殊な要因によって抱え込んだ債務を株式にするようなケース、あるいは親会社が子会社の再建をするようなケース、あるいは特殊な要因によって過少資本で過大な債務があるようなケース等、かなり限定されるのではないかと思います。

ちょっとお考えいただきましても、二千億の債務を株価二百円でやれば十億株が出てくるわけですし、どんなに大きな企業でも三十億株か四十億株でございます。その中にそんな大きな株数が出てくるといのは、株式の希薄化等の問題もございます。したがって、私が今申し上げたようなケースに現実には限定される場合が多いのではないかとこのように考えております。

峰崎直樹君 公取にお聞きしますが、この法案の中、今度の法案じゃありませんが、全体として、公正取引委員会の独禁法のいわゆる柔軟な解釈とか、そういう表現がここの中に出てくるんですが、この五%ルールを緩めるとか、そういうことを恐らく指しているのではないかなと思ったんですが、この点についてはどのように公取は考えておられるでしょうか。

政府委員（山田昭雄君） お答えいたします。

独占禁止法は、金融会社による事業支配力の過度集中を防止するというために金融会社が他の会社の株式の五%を超えて保有することを禁止しているわけでございます。ただ、十一条のただし書きで、事業の性格上あるいは債権保全の一環としましてこのような制限を超えて株式を保有する必要があり、かつ事業支配力が過度に集中するおそれがない場合については認可を行うと言っているところでございまして、私どもは独占禁止法の執行を行っているところでございますので、法律を適正に運用していくということでございます。

金融会社による債務の株式化に係る株式保有につきましても、このような十一條の趣旨を踏まえまして適切に運用するというところでございます。政府の決定に盛り込まれております事柄もこの運用の明確化を図るということでございまして、決して何か弾力的とかいうことではないと思います。あくまでも法律の趣旨に基づいて適切に運用していくということでございます。

峰崎直樹君 先日も何か千葉市で談合のやみカルテルがあったとか、むしろ日本の社会の中ではそういう仕組みを直していくということの方がはるかに経済の活性化に役に立つのではないかと感じておりますので、ぜひ公取にはこれからも、総務省という妙なところにつけられましたけれども、機能をアップするように頑張っていただきたいと思います。

さて、ちょっとお話をまた別の方に変えたいんですが、例の信用保証協会の二十兆円の特別融資枠、これはどのぐらい今最新で使われておりますでしょうか。

政府委員（殿岡茂樹君） この特別保証制度でございますけれども、昨年十月に発足いたしましたしまして、この七月までに合計で九十万六千件、金額にいたしまして約十六兆四千億円の利用がございまして、大変多くの中小企業に利用していただいているところでございます。四月以降になりまして、大分保証の状況も落ちついてまいりまして、このところ月約五千億円ぐらいの保証という状況になってきております。

峰崎直樹君 大蔵大臣は、これはちまたに非常に効果があったと、私どもは貸している先については非常に問題が含まれていやしいかなというふうに絶えず懸念はしておりますけれども、そのことは別にしまして、さらに十兆円程度この枠をふやしたらどうだという声があるやに聞いているんですが、財政の責任者としてそういうことについての御見解がもしあればお聞きしたいと思います。

国務大臣（宮澤喜一君） 基本的には、入り用があれば財政でお手伝いをする事は決してやぶさかではございません。今、通産大臣がお話ししておりますと言っておられるのは、あと三兆余り今のお話ですと残っておるわけでございます、それで月の平均が五千億であったらかなりまだ時間がある。しかし、季節によって変動して大きくなるかもしれないということもあるかもしれません。そんなようなところだと言っているらして、私はお入り用なときはいつでもお話に応じますと申し上げてございます。

峰崎直樹君 わかりました。

もう時間もなくなりましたので、また大蔵大臣に、最後の質問になると思うのでありますが、実は、二日前、長銀、日債銀を中心にした予算委員会がございました。私は十分フォローして聞いていたわけじゃございませんが、非常に最近割り切れないものを感じてい

ることがございます。

それは、私の地元の拓銀で元頭取が二人、常務が一人告訴されたわけです。刑事罰の対象になったわけでございます。その方々ももちろん経営者責任という点ではあるんだろうと思うんですが、もともとバブルを起こした最初のきっかけをなした一九八七年、八八年当時、その当時に一番最初の段階における経営責任を起こした方々は実は逮捕されていないわけですね。時効の壁に完全にガードされてしまっているんです。

ですから、いわゆる奉加帳を回したときの責任の問題云々かんぬんだけではなくて、どうも国民の中には、あれだけ大量のお金を注ぎ込み、金利をゼロに近い状態にし、業務純益を非常に大きく膨らませながら金融機関を支えてきた、しかし政財官のその責任のとり方たるや、政界においてはどうなんだろう、業界においてはどうなんだろう、あるいは官の世界では大蔵省の責任はどうなんだろうという問題になってくると、不思議とそこが非常に問題だと思われながら、その人たちがいつの間にか責任から逃れてしまっているという大変不満の声が私どもに聞こえてくるわけなんです。

それで、宮澤大蔵大臣、私は、一度ぜひお聞きしてみたいと思ったのは、こういう八〇年代に起こしたバブル、トータルの責任というのは、今さら時効五年を十年にしろといったってそれはむちゃな話ですからそういうことは申し上げるつもりはないんですが、この構造を明らかにしていくという何らかの作業をこれほどかできちんと後世の歴史のためにもやっておく必要があるのではないだろうかというふうに思えてならないのであります。

アメリカでは戦前にペコラ委員会というのが議場に設けられたというふうに聞いていますから、それは議場に設けるのが一番いいのかもしれないんですが、これはもう政治家宮澤大蔵大臣に、そのあたりの責任問題というのを国民が本当に納得し、しかも後世から見てもここに問題があったんだなということ、しかもそれは政の側、官の側、業界の側、そこら辺をきちっとどこかで明らかにしないと、何か結果的に刑事責任を問われた人たちだけに問題があったような形になって、非常に後世の歴史にとっても不平等、不公平な形になってしまうんじゃないかというふうに思えてならないんですが、この点を宮澤大蔵大臣にお聞きして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

国務大臣（宮澤喜一君） その問題には満足にお答えを申し上げる力が自分にはございませんけれども、何度か本会議で申し上げたことは、一九八五年にプラザ合意というものがあって、二百四十二円であった円が、今日は百十四、五円でございますが、途中で七十九円まで行ったりしておりますから、大変なことが日本の社会全体に起こった。その中でバブルがありバーストがありということで、私は国会でお尋ねを受けましたので、自分がやっぱりこれに十分に対処できなかった、あのときどうしたらいいかということとはなかなか考えてもわからない部分がございますが、十分に対処できなかったことは結果からいえば明らかであるということは何度か申し上げました。

それでございますので、今たまたま峰崎委員は刑事事件としてお話をおっしゃいまして、そのとおりでございますが、この八五年以後、日本に何が起こったかということはやはり総合的にいつかなり大々的に顧みられなければならないのではないかと考えています。その中で、例えば何々銀行についてどういうことが起こった、中興の祖と言われたはずの方が実はその元凶ではなかったかというように価値判断が変わったりいたします。その辺のところも全部包んで、大変大きな大河、大きな流れだったと思います。ある意味でいい悪いということもございますが、何が現実起こって、どういう判断をしてこれに対処し、対処できなかったかというようなことは一遍やはり、まだ早いかもしれませんが、大々的に検討されなければならないことではないかというふうにひそかに思っておるところでございます。

峰崎直樹君 ありがとうございます。終わります。